

神流町安心安全持続可能なスマートタウン構築事業
導入支援業務 公募型プロポーザル仕様書

令和 7 年 4 月

神流町

目次

1. 業務の概要	3
1.1 業務名	3
1.2 業務概要	3
1.2.1 神流町におけるデジタルデバイドの現状	3
1.2.2 基本理念（目指す地域像）	3
1.3 業務の範囲	4
1.4 契約期間・スケジュールなど	5
1.5 履行場所	5
2. 納品	5
2.1 成果物の納品	5
3. その他留意事項	6
3.1 機密保護	6
3.2 打ち合わせ、および連絡調整	6
3.3 再委託	6
3.4 契約不適合責任	6
3.5 追加提案	7
3.6 協議	7

1. 業務の概要

1.1 業務名

神流町安心安全持続可能なスマートタウン構築事業導入支援業務

1.2 業務概要

1.2.1 神流町におけるデジタルデバイドの現状

スマートフォンが普及していない神流町（以下、本町）において、高齢者がスマートフォンやタブレットの操作を覚えることは難しく、タブレットやスマートフォンの導入した場合仕舞われて使わなくなったり充電が切れていることが想定され、またフィッシング詐欺などのリスクもある。そのことから指先で操作するのではなく声で自分のやりたいこと、やってほしいことは伝えることができるデバイスを選んだ。

民間のプロバイダーが参入していない当町は直営の CATV でインターネット環境を提供しているが、加入率は約 4 割で約 400 世帯がインターネット未加入である。

1.2.2 基本理念（目指す地域像）

神流町におけるデジタルデバイドの現状を踏まえ、以下の基本理念に沿って導入支援を行うこと。

全町民に行き届くまで 1 週間を要していた地域の「回覧版」をデジタル化し、導入世帯がリアルタイムな情報を得ることができ、紙の行政文書や広報誌を廃止することで「完全ペーパーレス」社会を実現。希望する世帯に配布し町民と対話を進めながら全世帯が希望するサービスを目指し、計画期間内で先進的な地域として、スマートタウンとしてのトップランナーになる。

将来的にサービスの拡張性や地域としてのポテンシャルや住民満足度を上げ、高齢化が進みながらもデジタルデバイスが生活に溶け込み、住民と役場の距離を縮め、地域内でも住民同士のコミュニケーションツールとして根付かせ、スマートデバイスと離れて暮らす家族のスマートフォンに接続することによる家族の見守りや地域の見守りの目を増やし、高齢者にとどまらず子育て世代もが安心して暮らせる環境をつくる。

第 3 次神流町総合計画内における「スマート自治体への変革、時代に即した情報発信」への対応として全世帯が希望するサービスにする。

1.3 業務の範囲

本業務では、上記の課題を解決するために、本町が国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPE1）の交付を受けて実施する「神流町安心安全持続可能なスマートタウン構築事業（以下「交付金事業」という。）」におけるスマートデバイス等の導入支援を実施する。項目は以下のとおりである。

(1) スマートデバイス等の調達に係る支援

交付金事業において調達するスマートデバイス等（タッチパネル式の画面を有し、音声認識による操作を行う機能を有する据置型の端末及び、同端末をインターネットに接続するために必要となるモバイル Wi-Fi ルーターをいう。以下同じ）の要求仕様等の策定、調達スケジュールの策定、事業者等とのコミュニケーション等を支援する。

(2) スマートデバイス等の配布に関する支援

住民に対するスマートデバイス等の配布に関するスケジュールの策定、利用申込書等の関連ドキュメントの整備等を支援する。

(3) 推進体制の立ち上げ支援

スマートデバイス等の配布、運用に関して神流町に設置予定のプロジェクトチームの組成にあたり、必要な支援を実施する。

(4) コミュニケーションツール・ルールの整備に関する支援

交付金事業の実施に関連する神流町職員、サービス・ベンダー等の事業者相互間におけるコミュニケーションツール・ルールの整備に関する検討を支援する。

(5) 神流町安心安全持続可能なスマートタウン構築事業に係る KPI 測定に関する支援

交付金事業の実施にあたって求められている KPI の測定にあたり、測定手法の検討を支援する。

(6) 職員向け勉強会の実施に関する支援

交付金事業に係る職員向け勉強会の実施を支援する。なお、実施時期については7月頃を予定しており、本町内において対面で実施する予定であること。

(7) 住民向け説明会の実施に関する支援

スマートデバイス等の配布に係る住民向け説明会の実施を支援する。なお、説

明会の実施主体はスマートデバイス等の納入事業者とすることを予定しており、受託者は、住民の積極的な参加や説明会の円滑な運営に資する支援を実施することを想定しているものであること。

1.4 契約期間・スケジュールなど

(1) 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(2) 委託契約の締結・業務の開始

令和7年5月下旬（予定）

1.5 履行場所

神流町役場本庁舎（群馬県多野郡神流町万場 90-6）ほか
※庁舎内において作業を行う場合は、場所の使用に係る一切の事項について町側の指示に従うとともに、業務従事者の品位の保持に努めること。

2. 納品

2.1 成果物の納品

以下の成果物を電子データおよび印刷物（各2部）で納品すること。

本支援業務に係る作成物一式

1. スケジュール表
2. 会議資料及び議事録
3. その他本支援業務において作成した発注者にとって有用な書類等

3. その他留意事項

3.1 機密保護

本委託業務に従事するすべての者は、「神流町情報セキュリティポリシー」を遵守すること。本町が個人情報・秘密と指定した事項、および業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

個人情報の取り扱いなどについては、「神流町個人情報保護条例」を遵守すること。

3.2 打ち合わせ、および連絡調整

仕様の確認などを行うため、本業務の履行期間内は概ね1カ月ごとに本町にて打ち合わせを行い、実施後速やかに議事録を提出すること。また、業務の進捗報告を月に2回以上行うこと。

3.3 再委託

本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲、および再委託業者を本町に書面で提示し、了承を得ること。また、受託業者は再委託先の行為について全責任を負うこと。

3.4 契約不適合責任

- (1) 受託者は、業務を完了した後において、業務の目的物に種類、品質、または数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、その補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完、またはこれに代えて、もしくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。
- (2) 前(1)の場合において、引渡しを受けた日から1年以内で、その間に本町が不適合を知った時から1年以内に、その旨を受託者に通知したときは、同項の請求をすることができる。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- (3) 前(1)の場合において、本町が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、本町は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

ア. 履行の追完が不能であるとき。

イ. 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ. この契約の目的物の性質、または当事者の意思表示により、特定の日時、または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

エ. 上記のほか、本町がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3. 5 追加提案

本業務の仕様は、現在本町が最低限必要と考えているものである。受託業者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

3. 6 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託業者は本町と協議を行うこと。

神流町役場 総務課 企画財政係 担当者名：関

〒370-1592 群馬県多野郡神流町万場 90-6

TEL : 0274-57-2111 (内線 117)

FAX : 0274-57-2715

E-mail : kikaku@town.kanna.gunma.jp